

指定居宅介護支援事業所

重要事項説明書  
契 約 書

檜葉町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

**居宅介護支援に関する重要事項説明書**  
**兼 居宅介護支援に関する契約書**  
＜令和6年4月1日 現在＞

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という）と檜葉町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）は、事業所が利用者に対して行う居宅介護支援について次のとおり重要事項を説明し、契約を締結します。

**【重要事項説明書】**

1. 施設概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会
事業所名	社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
(所在地)	福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-5

(電 話)	0240-25-4155
(携帯電話)	090-5181-0165 (磐城 美樹)
(携帯電話)	090-7328-6022 (猪狩 明美)
(携帯電話)	080-6293-4499 (猪狩亜紀子)

介護保険指定番号	居宅介護支援	0773200074
サービス提供地域	檜葉町全域	

(2) 職員体制	管理者兼主任介護支援専門員（常勤）	1名
	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に居宅介護支援の提供を行う	
	介護支援専門員（常勤）	2名
	居宅介護支援の提供を行う	

(3) 相談受付時間

平 日	午前8時30分～午後5時15分
土・日・祝祭日	休み
12月29日～1月3日は休み	
緊急時は電話により24時間連絡が可能	

2. 事業の目的

事業所の介護支援専門員が、居宅の要介護者に対し居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、居宅サービス等を適切に利用できるよう支援することを目的とします。

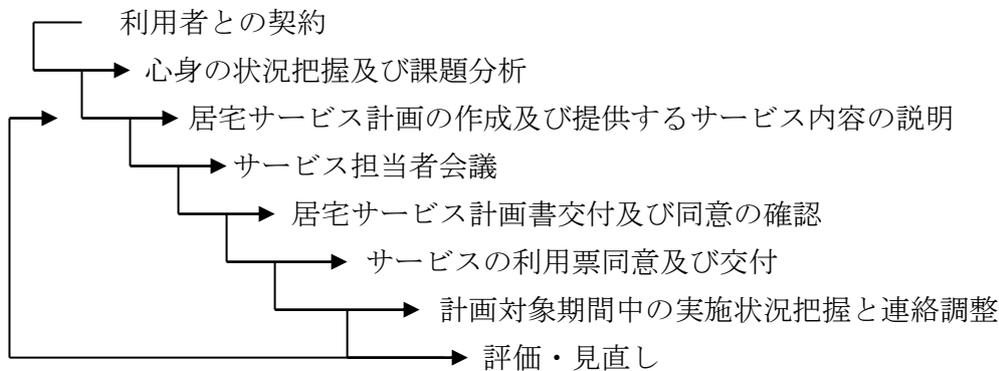
3. 運営の方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- (2) 事業所の介護支援専門員は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の

選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

- (3) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- (4) 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努めます。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施します。
- (6) 居宅介護支援の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

#### 4. 提供および内容



#### 5. 料金

認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により保険給付金が直接事業者へ支払われない場合、1カ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を檜葉町役場介護保険係へ提出すると、全額が払い戻されます。

##### (1) 居宅介護支援利用料

- ・ 要介護1・2 10,860円 / 月
- ・ 要介護3・4・5 14,110円 / 月

##### (2) 加算

###### ① 初回加算

- ・ 新規に居宅サービス計画を作成した場合
- ・ 要介護状態区分が2区分変更された場合 3,000円 / 月

###### ② 特定事業所加算 III 3,230円 / 月

###### ③ 入院時情報連携加算

- ・ 利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合 2,500円 / 月

- ・ 利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

2,000 円 / 月

④ 退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえで、ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

*カンファレンス参加無	連携 1 回	4,500 円 / 回
	連携 2 回	6,000 円 / 回
*カンファレンス参加有	連携 1 回	6,000 円 / 回
	連携 2 回	7,500 円 / 回
	連携 3 回	9,000 円 / 回

⑤ 通院時情報連携加算

利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行いケアマネジメントを行った場合

500 円 / 回 (月 1 回限度)

6. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

7. 秘密の保持

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持します。

ただし、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ることとします。

- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

8. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には市町村・利用者の家族等への連絡を行い、事故処理に必要な対応を速やかに行います。
- (2) 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います
- (3) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

9. 相談、要望、苦情等の窓口

- (1) サービスに関する相談、要望、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

・ 連絡先 檜葉町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所  
電話 0240-25-4155

・ 苦情受付担当者 指定居宅介護支援事業所管理者

・ 苦情解決責任者 檜葉町社会福祉協議会事務局長

・ 対応日時 平日 午前8時30分～午後5時

※ 苦情解決委員会を設置し、第三者委員（3名）を委任しています。

(2) 事業所以外に、檜葉町地域包括支援センター及び檜葉町社会福祉協議会事務局及び檜葉町役場介護保険係及び国民健康保険団体連合会介護保険課に苦情を伝えることができます。

・ 檜葉町地域包括支援センター 電話 0240-25-4155

・ 檜葉町社会福祉協議会事務局 電話 0240-25-4157

・ 檜葉町役場介護保険係 電話 0240-23-6102

・ 福島県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話 024-523-2702

## 【契約書】

(目的)

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年とします。ただし契約満了日までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(居宅サービス計画作成の支援)

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

①利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

②当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供します。

③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④居宅サービス計画の立案に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。

⑤利用者が要介護区分の更新、要介護区分の変更の認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する意見の照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

⑥その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

⑦医療機関への入退院があった場合、居宅サービスの内容を医療機関に提供し連携をとります。

(経過観察・再評価)

第4条 事業者は居宅サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情がない限り、次のとおり実施します。

・少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問して利用者、家族に面談し、実施状況の把握の結果を記録する。

(施設入所への支援)

第5条 事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(給付管理)

第6条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福島県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第7条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第8条 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第9条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項に定めるとおりです。

2. 要介護認定を受けられた方は、利用料が介護保険から全額給付になります。
3. 保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者へ支払われない場合、利用者は事業者に対し重要事項に定める金額(1ヵ月につき)を支払います。事業者はサービス提供証明書を発行し、利用者はそれを後日檜葉町役場介護保険係へ提出することで全額払い戻しを受けることができます。
4. 料金が発生する場合、月ごとの清算とし、事業者は利用者に対し当月の料金額を翌月15日までに請求します。利用者は、当月の料金額を翌月27日まで(口座振替の方法で)支払います。
5. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは領収書を発行します。

(契約の終了)

第10条 利用者は、保険者(檜葉町)への居宅サービス計画作成依頼(変更)届出が終了後いつでも契約を解約することができます。その際、料金はかかりません。

2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヵ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
3. 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援1・2と認定された場合
  - ③ 利用者が要介護認定等の更新申請を行わなかった場合
  - ④ 利用者が転出した場合
  - ⑤ 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第11条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により、同意を得ることとします。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(賠償責任)

第12条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第13条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第14条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第15条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第17条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

居宅介護支援の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和            年            月            日

事業所 住所            福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 - 5  
事業所名            社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所  
説明者名

印

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

令和            年            月            日

事業者 住所            福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 - 5  
事業者名            社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会  
代表者名

会長 松本 幸英      印

利 用 者

住所

氏名

印

\*利用者の代理人の場合

住所

氏名

(続柄

) 印